

田川市行政改革推進委員会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、田川市行政改革推進委員会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて定める。

（傍聴の手續）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届（様式第 1 号）に住所、氏名及び年齢を記入の上、田川市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の事務局に提出し、傍聴証（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、原則として開会予定時間の 30 分前から先着順に交付する。ただし、開会予定時間の 30 分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、抽選で傍聴人を決する。

（傍聴証の返還）

第 5 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを委員会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、テープレコーダー、カメラ、ビデオの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議において私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第10条 会議において、出席委員の過半数の賛成があった場合は非公開とする。

2 傍聴人は、委員会が非公開とする決定があったとき、又は傍聴を認めない議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年8月 日から施行する。

平成 年 月 日

傍 聴 届

田川市行政改革推進委員会会議傍聴規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け  
ます。

記

第 回田川市行政改革推進委員会会議

整理番号	氏 名	住 所	年齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

傍 聴 証

第 号

田川市行政改革推進委員会